

# 新型コロナウイルス感染症 出停早見表



<新型コロナウイルス>

## 発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで出席停止

- ☑ 発症日当日を0日目と数えます。
- ☑ 発症から5日を経過しても、症状が軽快して1日経過していなければ登校不可×  
※「症状軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、  
呼吸器症状(咳や息苦しさ)が改善傾向にあることを指します。
- ☑ 出席停止後、発症から10日を経過するまでは、感染させる可能性があることから、不織布マスクを着用するなど、周りの方へ感染させないように配慮をお願いします。
- ☑ 各担任は出席停止すべき日数を確認してから登校を許可してください。

	発症又は 検体採取	発症後(出席停止)					症状軽快した日によって出停期間は 順次延長される			
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 症状軽快		症状軽快					登校 OK			
発症後 2日目に 症状軽快			症状軽快				登校 OK			
発症後 3日目に 症状軽快				症状軽快			登校 OK			
発症後 4日目に 症状軽快					症状軽快		登校 OK			
発症後 5日目に 症状軽快						症状軽快		登校 OK		
発症後 6日目に 症状軽快							症状経過		登校 OK	

※その後は、症状が軽快した日によって出席停止日が順次延長されていきます

- ❖発症日(当日0日目)は病院受診した日ではなく、新型コロナウイルス感染様症状(発熱やのどの痛み、咳など)が始まった日です。病院受診時に発症日を相談&確認をしてください。
- ❖出席停止期間中に登校してきた場合、すぐに帰宅し自宅療養していただくことになります。必ず保護者と担任とで登校日の確認を行ってください。